

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答

提案事項	寄港地上陸許可手続の運用改善とトランジット・ビザ発給方法の見直し	
提案の 具体的内容等	<p><b>【要望の具体的内容】</b>          観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。</p> <p>加えて、わが国を経由して外国に向かう旅行者にわが国での最大 14 日間の滞在を認めるトランジット・ビザについて、わが国の主要国際空港でも発給する、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b>          &lt;規制の現状&gt;          寄港地上陸制度は、わが国を経由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合に入国審査官が入管法第 14 条に基づき 72 時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わない。現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見される。</p> <p>わが国を経由して外国に向かう旅行者向けには、わが国で最大 14 日間の滞在を認めるトランジット・ビザの制度もあるが、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要がある、取得機会が限られている。</p> <p>なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には 30 日以内の無査証入国を認めている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;          観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;          観光立国の実現に向け、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資する。</p>	
提案主体	(一社)日本経済団体連合会	
所管官庁	警察庁、法務省、外務省	
所管省庁の 検討結果	制度の現状	<p><b>【法務省】</b>          (寄港地上陸許可の運用について)          寄港地上陸許可は、船舶又は航空機に乗っている外国人乗客で、本邦を経由して本邦外に赴こうとするものに対して、買い物や休養等のため、乗ってきた船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間 72 時間の範囲内で、その出入国港の近傍に上陸することを希望する場合に与えられます。</p> <p><b>【外務省】</b>          &lt;トランジットビザの発給方法について&gt;          通過査証(トランジットビザ)に関しては、在外公館にて必要書類を提出の上、審査を経て、発給しております。</p>
	措置の分類	対応不可
	該当法令等	<p><b>【法務省】</b> 出入国管理及び難民認定法第 14 条  <b>【外務省】</b> 外務省設置法</p>
	措置の概要 (対応策)	<p><b>【法務省】</b>          (寄港地上陸許可の運用について)          寄港地上陸許可制度は、本邦を経由して本邦外に赴こうとする船舶等の乗客について、運送業者等の申請に基づき査証を要することなく一時的に上陸を許可する制度であり、同制度の運用に当たっては、我が国での不法就労等を企図する者が査証取得を免れる目的で本制度を利用することを防止するため慎重な審査を実施する必要があります。他方で、寄港地上陸許可を希望する合理的理由が認められ、かつ、不法就労その他我が国法令に違反するおそれがないと認められる申請に対しては、最先便以外の便での出国や2回目以降の申請であることのみをもって不許可とする運用はしていません。</p> <p><b>【外務省】</b>          &lt;トランジットビザの発給方法について&gt;          現行制度ではわが国の空港において通過査証を発給するのは不可能です。また、犯罪や不法入国等を未然に防止するためにも、提出書類は原本によりその真偽性を確認する必要があること等から、インターネットによる申請・発給は想定してはおりません。</p>

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答

提案事項	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	
提案の 具体的内容等	<p><b>【要望の具体的内容】</b></p> <p>観光立国の実現に向け、訪日外国人観光客への査証発給要件の緩和・見直しをさらに進める。今後訪日旅行の高い伸びが見込まれ、また、2013年に友好協力40周年を迎えたASEAN諸国については、2013年夏のタイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化、インドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長に加え、対象国の拡大を含めてさらなる措置を検討すべきである。また、中国人個人観光客向けには、東北3県数次ビザを東北6県に拡大、次いで全国を対象とした数次ビザを導入すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b></p> <p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>ASEAN諸国については、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、タイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が2013年7月より実施された。また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北三県を訪問する個人観光客に対して、沖縄振興・震災復興の観点から数次ビザが発給されている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>観光分野でも国際競争が激化する中、訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつも、近隣諸国を上回る思い切ったビザ要件の緩和が必要である。また、中国人個人観光客については、数次ビザの対象を東北3県から6県に、さらには全国に拡大することで、観光客の誘致がしやすくなる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>より多くの観光客、特に消費意欲の高い中国人個人観光客に来日してもらえるよう、現在沖縄・東北3県に限られている数次ビザの対象地域を拡大することが、震災復興、さらには観光立国による経済成長の大きな足がかりとなる。また、観光による人的交流の拡大は、相手国・地域との友好関係の基盤の強化につながる。</p>	
提案主体	(一社)日本経済団体連合会	
所管官庁	警察庁、法務省、外務省	
所管省庁の 検討結果	制度の現状	<p>これまでも中国人やASEAN諸国人に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄振興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定された措置であります。これらの数次査証を取得し、1回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問しさえすれば、3年の間の日本のいずれの地域も訪問できることになっております。</p> <p>また、ASEAN諸国人に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、平成25年11月18日より短期滞在数次査証を導入しております。</p>
	措置の分類	検討を予定
	該当法令等	外務省設置法
	措置の概要 (対応策)	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答

提案事項	高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置における永住許可に要する在留歴の短縮の早期実現	
提案の 具体的内容等	<p><b>【要望の具体的内容】</b></p> <p>高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇措置において、永住許可に必要な在留歴の緩和(現行の5年から3年に短縮)について、必要な法制度上の措置を講じ早期に実現すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b></p> <p>現在、就労を目的とする在留資格を有する者が永住許可を受けるためには、原則として引き続き 10 年以上わが国に在留していることが必要とされているが、高度外国人材ポイント制による出入国管理上の優遇制度の下では、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合には永住許可の対象とされている。</p> <p>2013 年5月にとりまとめられた「高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の見直しに関する検討結果(報告)」では、「『在留歴に係る永住許可要件の緩和』については、わが国として高度外国人材を受け入れ、その定着を図るという意思を強く表明する見直しを行うべきである」との見解が示されている。また、「日本再興戦略」(2013 年6月 14 日閣議決定)においても、高度外国人材ポイント制度の見直しの一環として、「永住が許可されるための在留歴の短縮(現行の5年を3年とする等)といった高度人材に対する優遇制度の見直しを行い、本年中に新たな制度を開始する」との方針が打ち出されており、その実施に向けた準備が進められつつあるが、永住許可の見直しについては、就労制限のない新たな在留資格の創設が前提(入管法改正が必要)とされている。</p>	
提案主体	(一社)日本経済団体連合会	
所管官庁	法務省、厚生労働省、経済産業省	
所管省庁の 検討結果	制度の現状	高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置のうち、永住許可に必要な在留歴については、高度人材としての活動を引き続き概ね5年行っている場合、永住許可の対象とすることとしています。
	措置の分類	検討に着手
	該当法令等	出入国管理及び難民認定法第 20 条, 第 22 条
	措置の概要 (対応策)	高度人材の永住が許可されるための在留歴の短縮に必要な措置を講じるため、第 186 回国会に出入国管理及び難民認定法の改正法案の提出を予定しています。

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答

提案事項	「総合職」に適した在留資格の創設	
提案の 具体的内容等	<p><b>【要望の具体的内容】</b></p> <p>「企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるための在留資格上の措置」として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b></p> <p>留学生がわが国で就労するためには在留資格を変更しなければならない。この場合、多くは、「留学」から「人文知識・国際業務」もしくは「技術」への変更申請を行っており、原則としてそれらの在留資格の上陸許可基準に適合していることなどが求められている。</p> <p>2010年3月に策定された「第4次出入国管理基本計画(以下、基本計画)」では、(大学等で身に付けた専門知識や日本語能力をいかして)わが国での就職を希望する留学生についても、「わが国の経済活動を担う人材としての意義も有するものであり、その在留資格の変更手続きの一層の円滑化を図っていくなど、留学生等の適正・円滑な受け入れを推進していく」との方針が示されている。このため、在留資格変更の審査においては、大学等の専攻分野と企業の活動内容の関連性につき柔軟に取り扱う措置が講じられている。しかし、関連性についての説明が必ずしも明確に行えないケースもあるため、企業は採用対象となる留学生の範囲を限定したり、その後の人事異動に躊躇してしまう場合が存在するのが実態である。</p> <p>基本計画では「企業における人材活用の在り方が多様化する中、企業における専門的・技術的分野の外国人社員の活動を幅広く認めるため、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、在留資格『人文知識・国際業務』、『技術』等の見直し等在留資格上の措置を検討する」とされており、この在留資格上の措置として、所謂「総合職」に適した在留資格を創設することにより、わが国企業は、留学生であるか否か、さらには国籍を問わず、優秀な産業人材を育成・確保することが可能となる。</p>	
提案主体	(一社)日本経済団体連合会	
所管官庁	法務省、厚生労働省、経済産業省	
所管省庁の 検討結果	制度の現状	現行法上、いわゆる「総合職」といった在留資格は存在しません。
	措置の分類	検討を予定
	該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第1項及び第2項、第7条第1項第2号、第19条第1項及び第2項、第20条、別表第一の二、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
	措置の概要 (対応策)	企業における人材活用の多様化を踏まえ、専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、外国人社員の就労実態を十分に把握した上で、別途、在留資格「人文知識・国際業務」、「技術」等の見直しを含め、検討を行うこととしています。

「規制改革ホットライン」への提案内容と所管官庁回答

提案事項	<p>カテゴリー1の就労系在留資格者と同居する「家族滞在」者の在留資格認定証明書交付申請手続きの迅速化</p>
提案の 具体的内容等	<p><b>【要望の具体的内容】</b></p> <p>在留資格認定証明書交付申請手続きにおいて、いわゆるカテゴリー1に該当する機関に雇用され活動に従事する外国人の家族について、当該外国人の在留資格認定に係る申請と異なる時期に在留資格「家族滞在」の認定をカテゴリー1に該当する機関がその旨を明らかにして申請する場合について、同時申請時と同様に、申請受理日から2週間以内に処理すべきである。</p> <p><b>【規制の現状と要望理由等】</b></p> <p>本邦の公私の機関に雇用されて活動に従事することを内容とする申請案件のうち、過去3年間にわたり不交付・不許可となったことがない機関又は東京証券取引所上場企業若しくはこれと同程度の規模を有する機関、いわゆるカテゴリー1に該当する機関との契約に基づいて活動を行うことを目的とする案件については、簡易に交付できる案件に振り分け、申請受理日から2週間以内に処理することとされている。この趣旨を踏まえ、カテゴリー1に該当する申請案件であれば、当該外国人の申請と同時に、その家族について在留資格「家族滞在」の認定を申請する場合は、通例約2週間で処理されている。</p> <p>他方で、子が通う学校のカリキュラム等を考慮し(子が通う学校等の事情により)、やむなく後日家族を呼び寄せることになり、申請時期が異なる事例も少なくない。しかし、この場合は申請内容が同時申請のものと全く同一であっても、平均2カ月程度の処理期間を要しており、来日の具体的な日程調整に支障をきたしている。同居家族が円滑に来日できるようになれば、有能な外国人材のわが国での能力発揮に資するものと考えられる。</p>
提案主体	(一社)日本経済団体連合会
所管官庁	法務省
所管省庁の 検討結果	<p>制度の現状</p> <p>在留資格認定証明書交付申請の標準処理期間については、1か月～3か月としています。</p>
	<p>措置の分類</p> <p>対応不可</p>
	<p>該当法令等</p> <p>出入国管理及び難民認定法第7条の2, 別表第一 出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2, 別表第三, 別記第六号の三様式 行政手続法第3条第1項第10号, 第6条</p>
	<p>措置の概要 (対応策)</p> <p>「投資・経営」、「研究」、「技術」、「人文知識・国際業務」等の就労活動の在留資格については、平成21年に申請書の様式を改正し、カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する外国人からの申請については、特に当該外国人が所属する機関が作成し提出する資料を大幅に簡素化する等の措置を講じて、迅速処理を行っているところです。</p> <p>これに対し、「家族滞在」の在留資格については、扶養者との関係及び扶養能力が審査の中心であるため、家族単独で申請がなされた場合について、上記の就労活動に係る在留資格と同様の措置を講じることは困難ですが、カテゴリー1又は2に該当する企業において就労する扶養者と同時に申請がなされた場合には、家族単位で審査を行い迅速処理を行っています。</p>